

山梨県公報

号外第四十一号

令和五年

十月二十日

金 曜 日

目 次

規 則

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………四

規 則

山梨県規則第三十号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「会計管理者」の下に「、DX・情報政策推進統括官」を、「次長」の下に「、事務局次長」を加え、「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監」を「人口減少危機対策監、人口減少調査監、感染症対策監」に改め、「DX推進監」を削り、「二拠点居住推進監」を「情報政策推進監、DX推進監」に改め、「企画監補佐」を削り、「対策監補佐」の下に「、調査監補佐」を加え、「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に改め、「富士山火山防災監」の下に「、スポーツ戦略推進監」を、「政策企画監」の下に「、未来創造推進監」を加え、「未来創造推進監」を「情報システム専門監」に改め、「情報システム専門監」を削る。

附 則

この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「設置された」の下に「人口減少危機対策本部事務局、」を、「局」の下に「、DX・情報政策推進統括官」を加える。

第七条第一項中「部等」の下に「DX・情報政策推進統括官及び」を加える。

第九条中「感染症対策企画グループ」を「人口減少危機対策企画グループ、感染症対策グループ」に改める。

第十一条中「局長」の下に「、事務局長」を加え、「又は」を「、DX・情報政策推進統括官又は」に改める。

第十二条第二項中「部等」の下に「人口減少危機対策本部事務局、」を加え、「及び」を「、DX・情報政策推進統括官及び」に改める。

第十二条の三を第十二条の五とし、第十二条の二を第十二条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(DX・情報政策推進統括官等)

第十二条の四 本庁にDX・情報政策推進統括官を置く。

2 本庁に必要なに応じ、DX・情報政策推進統括官を補佐する次長を置く。

3 本庁にDX・情報政策推進統括官を補佐する情報政策推進監及びDX推進監を置く。

4 本庁に必要なに応じ、DX・情報政策推進統括官を補佐する参事、主幹、管理監、推進監補佐、副主幹、主査又は副主査を置く。

5 前各項に規定するもののほか、必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

6 前項の職の名称は、別に定める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(事務局長等)

第十二条の二 人口減少危機対策本部事務局に事務局長を置く。

2 人口減少危機対策本部事務局に必要なに応じ、事務局次長を置く。

- 3 事務局長は、上司の命を受け、人口減少危機対策本部事務局内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 4 事務局次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、事務局長を補佐し、並びに人口減少危機対策本部事務局内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。
 - 5 人口減少危機対策本部事務局に必要な応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 企画調整主幹 上司の命を受け、基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。
 - 二 主幹 上司の命を受け、人口減少危機対策本部事務局内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。
 - 三 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。
 - 6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、人口減少危機対策本部事務局に必要な応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。
 - 7 前項の職の名称は、別に定める。
- 第十三条第一項中「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に改める。
- 第十四条第一項中「感染症対策センター」を「人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター、DX・情報政策推進統括官」に改める。
- 第十四条の二第一項中「感染症対策センター」を「人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター」に改め、同項の表感染症対策企画グループの項中「感染症対策企画グループ」を「感染症対策グループ」に、「感染症対策企画監」を「感染症対策監」に改め、同項の前に次のように加える。

人口減少危機対策企画グループ	人口減少危機対策監
人口減少調査研究グループ	人口減少調査監

第十四条の二第一項の表新型コロナウイルス対策グループの項、DX推進グループの項及び二拠点居住推進グループの項を削り、同条第二項中「感染症対策センター」を「人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター」に改め、「企画監補佐」を削り、「対策監補佐」の下に「調査監補佐」を加え、同条第三項中「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監」を「人口減少危機対策監、人口減少調査監、感染症対策監」に、「DX推進監、リニア未来創造・推進監及び二拠点居住推進監」を「及び

リニア未来創造・推進監」に、「感染症対策企画監等」を「人口減少危機対策監等」に改め、同条第四項中「感染症対策企画監等」を「人口減少危機対策監等」に改め、同条第五項中「企画監補佐、対策監補佐」を「対策監補佐、調査監補佐」に改める。

別表第一の一の表感染症対策センターの部の前に次のように加える。

人口減少危機対策本部事務局	人口減少危機対策企画グループ	一 人口減少危機対策の総合調整及び推進に関すること。 二 二拠点居住及び移住の推進に関すること。
	人口減少調査研究グループ	一 人口減少危機対策に関する情報の収集及び分析に関すること。 二 地方創生の推進に係る総合調整に関すること。

- 別表第一の一の表感染症対策センターの部感染症対策企画グループの項中「感染症対策企画グループ」を「感染症対策グループ」に改め、同項第三号及び第五号中「（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。
- 七 新型コロナウイルス感染症の移行計画に関すること。
 - 八 別表第一の一の表感染症対策センターの部新型コロナウイルス対策グループの項を削り、同表知事政策局の部政策企画グループの項に次の五号を加える。
 - 八 土地利用に係る総合的企画及び調整に関すること。
 - 九 土地の価格、不動産鑑定業及び遊休土地等の利用に関すること。
 - 十 水資源の調査、水需給計画及び水需給の調整に関すること。
 - 十一 土地開発公社に関すること。
 - 十二 首都圏整備計画に関すること。
- 別表第一の一の表知事政策局の部DX推進グループの項及び二拠点居住推進グループの項を削り、同表総務部の部情報政策課の項を削る。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

知事政策局二拠点居住推進グループ	人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループ
感染症対策センター感染症対策企画グループ	感染症対策センター感染症対策グループ

4 (山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)
山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する部長」の下に、「組織規則第十二条の第二項に規定する事務局長」を加え、「第十二条の第二項」を「第十二条の第三項」に改め、「感染症対策統括官」の下に、「組織規則第十二条の第四項に規定するDX・情報政策推進統括官、組織規則第十二条の第五項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を加え、同条第二号中「第十四条第一項に規定する課長」の下に、「組織規則第十二条の第四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監、組織規則第十二条の第五第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監及び外国人活躍推進監」を加え、「政策参事等」を「人口減少危機対策監等」に改める。

(山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)
5 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「局長」の下に、「人口減少危機対策本部事務局にあつては事務局長」を、「感染症対策統括官」の下に、「DX・情報政策推進統括官にあつてはDX・情報政策推進統括官」を加える。

山梨県規則第三十二号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条の第二項に規定する」の下に「事務局長、組織規則第十二条の第三項に規定する」を加え、「第十二条の第三項」を「第十二条の第四項に規定するDX・情報政策推進統括官、組織規則第十二条の第五項」に改め、同条第二号中「第十二条の第二項に規定する」の下に「事務局次長、組織規則第十二条の第三項に規定する」を加え、「第十二条の第三項」を「第十二条の第四項に規定する次長、組織規則第十二条の第五第二項」に改め、同条第三号中「室長」の下に、「組織規則第十二条の第四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監」を加え、「第十二条の第三第三項」を「第十二条の第五第三項」に、「感染症対策企画監等」を「人口減少危機対策監等」に改め、同条第四号中「室長補佐」の下に、「組織規則第十二条の第四項に規定する管理監」を加え、「第十二条の第三第四項」を「第十二条の第五第四項」に改め、同条第五号中「第十二条の第三第四項」を「第十二条の第四第四項に規定する推進監補佐、組織規則第十二条の第五第四項」に改め、「企画監補佐、」を削り、「対策監補佐」の下に、「調査監補佐」を加える。

別表第一の二の部2の項中「主幹、副主幹、主査及び副主査」の下に「並びに組織規則第十二条の第二第五項に規定する企画調整主幹、主幹、副主幹、主査及び副主査並びに組織規則第十二条の第三第五項に規定する企画調整主幹、主幹、副主幹、主査及び副主査並びに組織規則第十二条の第四第四項に規定する参事及び主幹並びに組織規則第十二条の第五第四項に規定する主幹」を加え、同部3の項中「い」を「いい、組織規則第三条に規定するDX・情報政策推進統括官及び男女共同参画・共生社会推進統括官を含む」に、「八の部」を「九の部」に改め、同部4の項並びに同表三の部4の項及び五の部4の項中「2の項及び3の項」を「1の項から3の項まで」に改め、同表備考1中「本庁」の下に「(組織規則第三条に規定するDX・情報政策推進統括官及び男女共同参画・共生社会推進統括官を除く。）」を加える。

附 則
この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則（平成七年山梨県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**滯滞**」を「**回滯滯滞**」に改める。

（山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同居しようとする親族」を「同居親族等」に、「親族をいう。以下」を「同居親族等をいう。第三号及び第八条第二項第二号イにおいて」に改め、同項第三号中「親族」を「同居親族等」に改める。

第八条第二項第二号イ中「親族」を「同居親族等」に改める。

第三号様式及び第三号様式の二中「**滯滞**」を「**回滯滯滞**」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に提出された第一条の規定による改正前の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則に定める様式による山梨県特定公共賃貸住宅賃貸借契約書は、第一条の規定による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則に定める相当様式による山梨県特定公共賃貸住宅賃貸借契約書とみなす。

3 この規則の施行前に提出された第二条の規定による改正前の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則に定める様式による山梨県営住宅賃貸借契約書及び山梨県準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書は、それぞれ、第二条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則に定める相当様式による山梨県営住宅賃貸借契約書及び山梨県準特定優良賃貸住宅賃貸借契約書とみなす。

山梨県規則第三十四号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条の二第一項に規定する」の下に「事務局長、組織規則第十二条の三第一項に規定する」を加え、「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官、組織規則第十二条の五第一項」に改め、同条第

二号中「第十二条の三第三項」を「第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監、組織規則第十二条の五第三項」に、「感染症対策企画監等」を「人口減少危機対策監等」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。